<u>目次</u>

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 交通安全に関する市の責務等(第3条―第13条)
- 第3章 市における自転車の安全利用の推進及び利用環境の整備(第14条―第16 条)
- 第4章 自転車損害保険等への加入促進(第17条・第18条)
- 第5章 自転車の放置禁止等(第19条-第25条)
- 第6章 雑則(第26条・第27条)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号。以下「法」という。)に基づき、自転車の安全利用の促進、公共の場所における自転車の放置防止及び駐車対策等に関し必要な事項を定めることにより、市民の良好な生活環境<u>の確保、都市の美観の維持、自転車利用</u>者の利便の増進及び自転車の安全利用の推進を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 自転車 道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第2条第1項第11号の2に 規定する自転車をいう。
 - (2) 放置 自転車の利用者又は所有者(以下「利用者等」という。)が自転車を離れて直ちに当該自転車を移動させることができない状態をいう。
 - (3) 自転車駐車場 一定の区画を限って設置される自転車の駐車のための施設をいう。
 - (4) 公共の場所 道路、公園、駅前広場その他公共の用に供する場所で自転車駐車場 以外の場所をいう。
 - (5) 学校 学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第1条に規定する学校(幼稚園を除く。)、同法第124条に規定する専修学校(以下「専修学校」という。)及び同法第134条第1項に規定する各種学校(以下「各種学校」という。)をいう。
 - (6) 自転車損害賠償保険等 自転車の利用によって他人の生命、身体又は財産を害したときに生じた損害を賠償する責任が発生した場合に、これによる損害を塡補するための保険又は共済をいう。

【目次の追加】

(目的)

第1条 この条例は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号。以下「法」という。)に基づき、自転車の安全利用の促進、公共の場所における自転車の放置防止及び駐車対策等に関し必要な事項を定めることにより、市民の良好な生活環境を確保するとともに、都市の美観を維持し、あわせて、自転車利用者の利便の増進を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 自転車 道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第2条第1項第11号の2に 規定する自転車をいう。
 - (2) 放置 自転車の利用者又は所有者(以下「利用者等」という。)が自転車を離れて直ちに当該自転車を移動させることができない状態をいう。
 - (3) 自転車駐車場 一定の区画を限って設置される自転車の駐車のための施設をいう。
 - (4) 公共の場所 道路、公園、駅前広場その他公共の用に供する場所で自転車駐車場 以外の場所をいう。

第2章 交通安全に関する市の責務等

(市の責務等)

- 第3条 市 は、この条例の目的を達成するため、自転車の安全利用の促進、公共の場所 における自転車の放置防止及び駐車対策等に関して必要な施策(以下「自転車安全利 用促進施策」という。) を実施する責務を有する。
- 2 市 は、自転車安全利用促進施策

を実施するため必要と認めるときは、警察、道路管理者(道路法 (昭和27年法律第180号)に規定する道路管理者をいう。)その他関係機関と協 議するとともに、協力を要請することができる。

3 市 は、自転車の駐車対策等を総合的かつ計画的に推進するため、法第7条の規定 に基づき、第26条の熊本市自転車利用推進協議会の意見を聴いて、自転車の駐車対 策等に関する総合計画(以下「総合計画」という。)を定めるものとする。

【削る】

※新第26条に移動

(市民の協力)

第4条 市民は、自転車の安全利用の促進及び自転車の放置防止に関する意識を高め、 市が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

(自転車の利用者等の青務)

- 第5条 自転車の利用者等は、道路交通法その他の法令を遵守する等により歩行者に危 │ 第6条 自転車の利用者等は、道路交通法その他の法令を遵守する等により歩行者に危 害を及ぼさないようにする等自転車の安全利用に努めなければならない。
- 2 自転車の利用者等は、公共の場所において自転車を放置しないよう努めなければな らない。
- 3 自転車の利用者等は、その利用する自転車

について、法の規定により防犯登録を受け なければならない。

- 4 自転車の利用者等は、熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例(平成 27年熊本県条例第20号。以下「県条例」という。) 第5条に定める事項の実施に 努めるほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。
- (1) 自転車を利用する際は、乗車用ヘルメットを着用すること。

(市長の責務)

- 第3条 市長は、この条例の目的を達成するため、自転車の安全利用の促進、公共の場 所における自転車の放置防止及び駐車対策等に関し、必要な施策の実施に努めなけれ ばならない。
- 2 市長は、自転車の安全利用の促進、公共の場所における自転車の放置防止及び駐車 対策等に関する施策を実施するため必要と認めるときは、警察、道路管理者(道路法 (昭和27年法律第180号) に規定する道路管理者をいう。) その他関係機関と協 議するとともに、協力を要請することができる。
- 3 市長は、自転車の駐車対策等を総合的かつ計画的に推進するため、法第7条の規定 に基づき、熊本市自転車駐車対策等協議会 の意見を聴いて、自転車の駐車対策等に 関する総合計画(以下「総合計画」という。)を定めるものとする。

(自転車駐車対策等協議会)

- 第4条 本市の自転車の駐車対策等に関する重要事項を調査審議するため、法第8条の 規定に基づき、熊本市自転車駐車対策等協議会(以下「協議会」という。)を置く。
- 2 協議会は、市長の諮問に応じ、総合計画その他自転車の駐車対策等に関する重要事 項について調査審議し、答申するものとする。
- 3 協議会の委員は、20人以内とし、市長が委嘱する。
- 4 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間 とする。

(市民の協力)

第5条 市民は、自転車の安全利用の促進及び自転車の放置防止に関する意識を高め、 第3条第1項の規定に基づき市長が実施する施策に協力しなければならない。

(自転車の利用者等の青務)

- 害を及ぼさないようにする等自転車の安全利用に努めなければならない。
- 2 自転車の利用者等は、公共の場所において自転車を放置しないよう努めなければな らない。
- 3 自転車の利用者等は、その利用する自転車の見やすい箇所に自己の住所、氏名等を 明記するよう努めるとともに、当該自転車について、法の規定により防犯登録を受け なければならない。

【追加】

- (2) 道路交通法等の規定により備えるべき前照灯及び尾灯に加え、車輪の側面に反射器材を装備すること。
- <u>5</u> 自転車の利用者等は、<u>市が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めな</u> ければならない。

(事業者の責務)

- 第6条 市内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人(以下「事業者」という。)は、 県条例第8条に定める事項の実施に努めるほか、自転車で通勤し、又は事業活動において自転車を利用する従業者に、乗車用ヘルメットの着用その他の自転車の安全利用に 必要な啓発及び指導を行うよう努めるものとする。
- 2 事業者は、市が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めるものとする。 (自転車小売業者の責務)
- 第7条 自転車の小売を業とする者(以下「自転車小売業者」という。)は、<u>県条例第9</u> <u>条に定める事項の実施に努めるほか、</u>自転車の点検及び修理業務の充実に努めるとと もに、自転車の販売にあたっては、防犯登録の勧奨に努めなければならない。
- <u>2</u> 自転車小売業者は、<u>市が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなけ</u> ればならない。

(自転車貸付業者の責務)

- 第8条 自転車貸付けを業とする者(以下「自転車貸付業者」という。)は、県条例第1 0条に定める事項の実施に努めるほか、自転車の貸出しに当たっては、当該自転車につ いて定期的に点検し、必要な整備を行うよう努めるものとする。
- 2 自転車貸付業者は、市が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めるものとする。

(自動車及び原動機付自転車の運転者の責務)

第9条 自動車等(道路交通法第2条第1項第9号の自動車及び同項第10号の原動機付自転車をいう。)の運転者は、自転車の側方を通過するときは、当該自転車との間に安全な間隔を保ち、又は徐行するよう努めるものとする。

(学校の長の責務)

- 第10条 学校(大学、専修学校及び各種学校を除く。)の長は、県条例第7条に定める事項の実施に努めるほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。
 - (1) 在学する児童、生徒又は学生に対する乗車用へルメットの着用その他の安全上の 措置に関する指導
 - (2) 当該学校の教職員に対する自転車交通安全教育に必要な知識を習得させるための研修の機会を設けることその他必要な取組
- 2 大学、専修学校及び各種学校の長は、当該学校に在学する学生が自転車の安全利用を することができるよう、必要な啓発に努めるものとする。

4 自転車の利用者等は、<u>第3条第1項の規定に基づき市長が実施する施策に協力しなければならない</u>。

【新規】

(自転車小売業者の青務)

第7条 自転車の小売を業とする者(以下「自転車小売業者」という。)は、 自転車の点検及び修理業務の充実に努めるととも に、自転車の販売にあたっては、防犯登録の勧奨に努めなければならない。

2 自転車小売業者は、<u>第3条第1項の規定に基づき市長が実施する施策に協力しなけ</u>ればならない。

【新規】

【新規】

【新規】

- 3 中学校及び高等学校並びにこれらに準ずる学校の長は、生徒の自転車通学を認める ときは、自転車の安全利用を確保するための措置を講ずるよう努めるものとする。
- 4 学校の長は、市が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めるものとす る。

(保護者等の責務)

- 第11条 保護者等(保護者(子に対して親権を行う者(親権を行う者のないときは、未 | 【新規】 成年後見人)をいう。以下同じ。)及び高齢者の家族をいう。以下同じ。)は、県条例 第6条に定める事項の実施に努めるほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。 (1) その保護する者が利用する自転車について定期的に点検し、必要な整備を行うこ
 - (2) その保護する者に対し、夜間に自転車を利用する場合においては、前照灯の点灯、 後方への反射器材の装備又は尾灯の点灯、及び車輪の側面への反射器材の装備をさ せること。
- 2 高齢者の家族は、当該高齢者に対し、自転車の安全利用に関する事項について助言を するよう努めるものとする。
- 3 保護者等は、市が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めるものとす る。

(鉄道事業者等の責務)

- う。)は、旅客の利便に供するため、駅又は停留所付近に自転車駐車場を設置するよ う努めなければならない。
- は、その用地を提供する等により、_____ 市長が実施する施策 に協力しなければならない。
- 3 鉄道事業者等は、市が実施する自転車安全利用促進施策に協力しなければならない。 (施設の設置者の責務)
- 第13条 官公署、学校、図書館、公会堂等公益的施設の設置者及び百貨店、スーパーマ ーケット、銀行、遊技場等自転車の大量駐車需要を生じさせる施設の設置者(以下「施 設の設置者」という。)は、当該施設利用者の利便に供するため、熊本市自転車等駐 車場の附置に関する条例(平成21年条例第47号)に定めるもののほか、自転車駐 車場を当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に設置するよう努めなければならな V)
- 2 施設の設置者 は、市が実施する自転車安全利用促進施策 に協力しなければならない。

第3章 市における自転車の安全利用の推進及び利用環境の整備

(鉄道事業者等の青務)

- 第12条 鉄道事業者及び一般乗合旅客自動車運送事業者(以下「鉄道事業者等」とい │ 第8条 鉄道事業者及び一般乗合旅客自動車運送事業者(以下「鉄道事業者等」とい │ 第8条 う。)は、旅客の利便に供するため、駅又は停留所付近に自転車駐車場を設置するよ う努めなければならない。
- 2 鉄道事業者等は、市長が駅又は停留所付近に自転車駐車場を設置しようとするとき │ 2 鉄道事業者等は、市長が駅又は停留所付近に自転車駐車場を設置しようとするとき は、その用地を提供する等により、第3条第1項の規定に基づき市長が実施する施策 に協力しなければならない。

【追加】

(施設の設置者の責務)

第9条 官公署、学校、図書館、公会堂等公益的施設の設置者及び百貨店、スーパーマー ケット、銀行、遊技場等自転車の大量駐車需要を生じさせる施設の設置者

は、当該施設利用者の利便に供するため

自転車

駐車場を当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に設置するよう努めなければなら ない。

2 前項に規定する施設の設置者は、第3条第1項の規定に基づき市長が実施する施策 に協力しなければならない。

(交通安全教育の推進)

- 第14条 市は、自転車の安全利用に関する交通安全教育を推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。
 - (1) 道路交通法その他の関係法令の遵守に関する教育
 - (2) 自転車の安全利用に関する教育、啓発及び活動の支援
 - (3) 乗車用ヘルメットの着用の促進
 - (4) 自転車の定期的な点検及び整備の促進
 - (5) 学校の長が実施する教職員に対する自転車交通安全教育に必要な知識習得の取組 に関する支援
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、自転車の安全利用に関する交通安全教育を推進する ために必要な施策
- 2 市は、前項各号に掲げる施策の実施に当たっては、関係機関及び交通安全団体(交通 安全に関する活動を行うことを主な目的として組織された団体及び自転車の安全利用 に関する活動を行う団体をいう。以下同じ。)と連携を図り、必要に応じ、協力を求め るものとする。

(自転車利用環境の整備)

- 第15条 市は、関係機関と連携し、自転車を安全に利用できる道路交通環境の整備に努めるものとする。
- 2 市は、地域の自転車の利用状況を勘案し、自転車の駐車に係る環境の整備を行うよう 努めるものとする。
- 3 市は、鉄道事業者等と協力して、自転車と公共交通機関の乗換えに資する施設の整備 を行うよう努めるものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、市は、関係機関、市民、事業者、自転車小売業者、自転車貸付業者、鉄道事業者等、施設の設置者、交通安全団体等と連携し、自転車に係る利用環境の向上を図るため、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(自主的な取組を行う市民への支援)

第16条 市は、自転車の安全利用の促進に関する啓発その他の取組を自主的に行い、又は行おうとする市民に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

第4章 自転車損害保険等への加入促進

(自転車損害賠償保険等への加入等)

- 第17条 自転車の利用者(未成年者を除く。)、保護者、事業者及び自転車貸付業者は、 県条例第11条から第14条までの規定に基づき自転車損害賠償保険等に加入し、又 は加入するよう努めなければならない。
- 2 自転車小売業者、事業者及び自転車貸付業者は、県条例第15条の規定に基づき、自 転車損害賠償保険等に係る加入の確認、又は情報の提供に努めるものとする。

【新規】

【新規】

【新規】

【新規】

- 3 学校の長は、県条例第7条第3項の規定に基づき、自転車損害賠償保険等に関する啓 発及び情報の提供に努めなければならない。
- 4 中学校及び高等学校並びにこれらに準ずる学校の長は、自転車を利用して通学する 生徒に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認する よう努めるものとする。

(市における賠償責任の周知及び自転車損害賠償保険等への加入の促進)

第18条 市は、自転車の利用によって他人の生命、身体又は財産を害したときはこれに より生じた損害を賠償する責めに任ぜられることがあることについて周知を図るとと **もに、自転車損害賠償保険等への加入が促進されるよう、広報その他の啓発活動を行う** ものとする。

第5章 自転車の放置禁止等

(放置禁止区域の指定等)

- 第19条 市長は、自転車の放置により市民の良好な生活環境が阻害されている公共の 場所又はそのおそれがあると認められる公共の場所を自転車放置禁止区域(以下「放 置禁止区域」という。)として指定することができる。
- 2 市長は、前項の規定により放置禁止区域を指定しようとするときは、第26条の熊 本市自転車利用推進協議会の意見を聴くものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により放置禁止区域を指定したときは、その旨を告示しなけ ればならない。
- 4 市長は、必要があると認めるときは、放置禁止区域の指定を解除し、又はその区域を 変更することができる。
- て準用する。

(自転車の放置の禁止)

第20条 自転車の利用者等は、放置禁止区域内に自転車を放置してはならない。ただ し、規則で定める場合については、この限りでない。

(放置自転車に対する措置)

- 第21条 市長は、放置禁止区域内において放置されている自転車をあらかじめ定めた 場所(以下「保管場所」という。) に移動し、保管することができる。
- 第22条 市長は、公共の場所(放置禁止区域を除く。)において、自転車の放置により 市民の良好な生活環境が阻害されていると認められるときは、当該自転車の利用者等 に対し、規則で定めるところにより、放置しないよう指導することができる。
- 2 市長は、前項の規定による指導を行ったにもかかわらず、自転車が規則で定める期 間にわたって放置されていると認められるときは、当該自転車を保管場所に移動し、 保管することができる。ただし、当該自転車が明らかにその機能を喪失していると認

【新規】

(放置禁止区域の指定等)

- 第10条 市長は、自転車の放置により市民の良好な生活環境が阻害されている公共の 場所又はそのおそれがあると認められる公共の場所を自転車放置禁止区域(以下「放 置禁止区域」という。)として指定することができる。
- 2 市長は、前項の規定により放置禁止区域を指定しようとするときは、協議会 の意見を聴くものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により放置禁止区域を指定したときは、その旨を告示しなけ ればならない。
- 4 市長は、必要があると認めるときは、放置禁止区域の指定を解除し、又はその区域を 変更することができる。
- 5 第2項及び第3項の規定は、放置禁止区域の指定の解除又はその区域の変更につい ↓ 5 第2項及び第3項の規定は、放置禁止区域の指定の解除又はその区域の変更につい て準用する。

(自転車の放置の禁止)

第11条 自転車の利用者等は、放置禁止区域内に自転車を放置してはならない。ただ し、規則で定める場合については、この限りでない。

(放置自転車に対する措置)

- **第12条** 市長は、放置禁止区域内において放置されている自転車をあらかじめ定めた 場所(以下「保管場所」という。)に移動し、保管することができる。
- 第13条 市長は、公共の場所(放置禁止区域を除く。)において、自転車の放置により 市民の良好な生活環境が阻害されていると認められるときは、当該自転車の利用者等 に対し、規則で定めるところにより、放置しないよう指導することができる。
- 2 市長は、前項の規定による指導を行ったにもかかわらず、自転車が規則で定める期 間にわたって放置されていると認められるときは、当該自転車を保管場所に移動し、 保管することができる。ただし、当該自転車が明らかにその機能を喪失していると認

められるときは、同項の指導を行うことなく、直ちに移動し、保管することができる。 (保管した自転車の措置)

- 第23条 市長は、第21条及び前条第2項の規定により、自転車を移動し、保管した場合は、規則で定める事項を告示するとともに、当該自転車の利用者等に当該自転車を返還するための必要な措置を講じなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による告示の日(以下「告示の日」という。)から規則で定める 期間を経過してもなお自転車を返還することができない場合において、その保管に不 相当な費用を要するときは、規則で定める事項を告示し、当該自転車を売却すること ができる。この場合において、当該自転車について、買受人がないとき又は形状その 他を勘案し売却することができないと認められるときは、廃棄の処分をすることがで きる。
- 3 市長は、前項の規定により売却した代金を告示の日から起算して6月を経過する日 まで保管しなければならない。
- 4 市長は、第2項の規定により自転車を売却した後、告示の日から起算して6月を経 過する日までに当該自転車の利用者等が返還を求めたときは、当該自転車を売却した 代金を返還しなければならない。

(費用の徴収)

- 第24条 市長は、第21条及び第22条第2項の規定により、自転車を移動し、保管した場合は、当該自転車の移動及び保管に要した費用を当該自転車の利用者等から徴収することができる。
- 2 前項の規定により徴収する費用の額は、規則で定める。

(自転車駐車場内の措置)

- 第25条 市長は、市長が設置し、又は市長その他の市の機関が管理する自転車駐車場 に放置されている自転車その他規則で定める車両(以下「自転車等」という。)があることにより、当該自転車駐車場の有効な利用が阻害されていると認めるときは、当該自転車等を保管場所に移動し、保管することができる。
- 2 <u>第23条</u>及び前条の規定は、前項の規定により保管した自転車等について準用する。 第6章 雑則

(自転車利用推進協議会)

- 第26条 市長の附属機関として、熊本市自転車利用推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。
- 2 協議会は、法第8条の自転車等駐車対策協議会を兼ねるものとする。
- 3 協議会は、次に掲げる事項について調査審議するものとする。
- (1) 総合計画に関する事項
- (2) 自転車活用推進法(平成28年法律第113号)第11条第1項の市町村自転車

められるときは、同項の指導を行うことなく、直ちに移動し、保管することができる。 (保管した自転車の措置)

- 第14条 市長は、第12条及び前条第2項の規定により、自転車を移動し、保管した場合は、規則で定める事項を告示するとともに、当該自転車の利用者等に当該自転車を返還するための必要な措置を講じなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による告示の日(以下「告示の日」という。)から規則で定める 期間を経過してもなお自転車を返還することができない場合において、その保管に不 相当な費用を要するときは、規則で定める事項を告示し、当該自転車を売却すること ができる。この場合において、当該自転車について、買受人がないとき又は形状その 他を勘案し売却することができないと認められるときは、廃棄の処分をすることがで きる。
- 3 市長は、前項の規定により売却した代金を告示の日から起算して6月を経過する日まで保管しなければならない。
- 4 市長は、第2項の規定により自転車を売却した後、告示の日から起算して6月を経 過する日までに当該自転車の利用者等が返還を求めたときは、当該自転車を売却した 代金を返還しなければならない。

(費用の徴収)

- 第15条 市長は、第12条及び第13条第2項の規定により、自転車を移動し、保管した場合は、当該自転車の移動及び保管に要した費用を当該自転車の利用者等から徴収することができる。
- 2 前項の規定により徴収する費用の額は、規則で定める。

(自転車駐車場内の措置)

- 第16条 市長は、市長が設置し、又は市長その他の市の機関が管理する自転車駐車場に放置されている自転車その他規則で定める車両(以下「自転車等」という。)があることにより、当該自転車駐車場の有効な利用が阻害されていると認めるときは、当該自転車等を保管場所に移動し、保管することができる。
- 2 第14条及び前条の規定は、前項の規定により保管した自転車等について準用する。

【新規】

※現第4条から移動

活用推進計画に関する事項

- (3) その他市長が必要と認める事項
- 4 協議会の委員は、20人以内とし、市長が委嘱する。
- 5 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間 とする。
- 6 前3項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則 【略】

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則 【略】

附則

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例(以下「旧条例」という。)第4条第3項の規定により委嘱された熊本市自転車駐車対策等協議会の委員である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に、この条例による改正後の熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例(以下「新条例」という。)第26条第4項の規定により、熊本市自転車利用推進協議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、新条例第26条第5項の規定にかかわらず、施行日における旧条例第4条第3項の規定により委嘱された熊本市自転車駐車対策等協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。